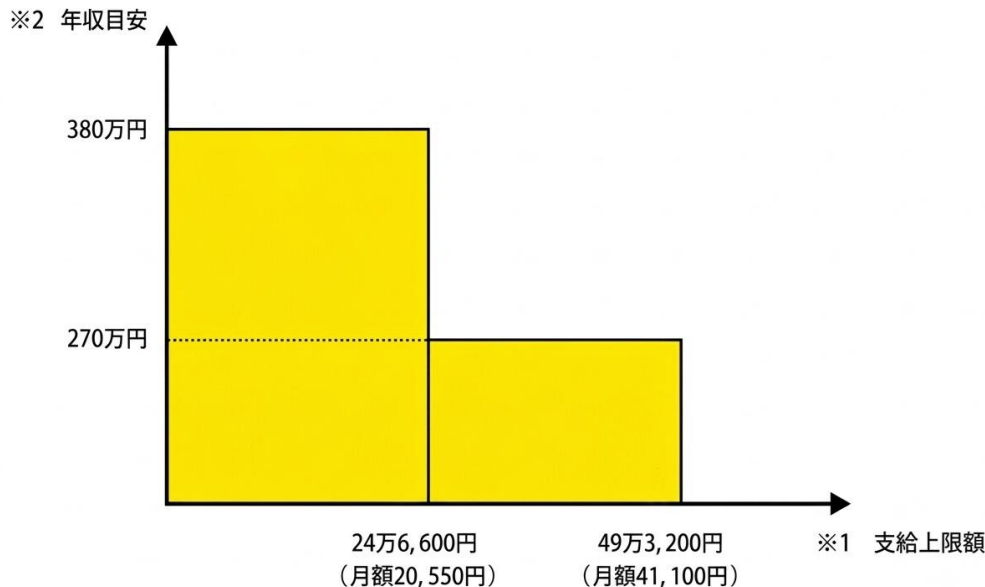


令和 8 年度東京都私立高等学校等専攻科支援金制度について

1 本制度の概要

都内の私立高等学校等専攻科に在学する生徒に係る授業料負担を軽減する制度です。授業料負担の軽減額及び所得要件は下表を御参照ください。



※1 在学校の授業料（減免がある場合は減免後の額）が上限となります。

※2 年収では審査を行いません。実際の所得判定は下記 2 ④の基準により行います。

ここでの年収はモデル世帯について判定基準を収入に置き替えた目安です。

なお、多子世帯の場合は、所得制限がありません。

2 本制度の対象者

次の①から⑤までの全てに該当し、次の⑥から⑫のいずれかに該当する生徒が対象となります。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等専攻科を修了していない者
- ③ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して 24 月（特別支援学校専攻科は 36 月）を超えない者
- ④ 以下の算式により算出された額（算定基準額）（生計維持者が 2 人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）が、「4 専攻科支援金の額」に該当する者、又は多子世帯（生計維持者の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ生計維持者に扶養されている者）に該当する者。
- ⑤ 私立高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者
- ⑥ 日本国籍を有する者（二重国籍により外国籍も保有する者を含む）
- ⑦ 特別永住者
- ⑧ 永住者
- ⑨ 日本人の配偶者等

- ⑩ 永住者の配偶者等
 - ⑪ 定住者のうち将来永住する意思があると認められる者
 - ⑫ 家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等の卒業後就労して定着する意思があると認められる者
- ※上記⑥から⑫のいずれにも該当しない者は、旧制度が適用されます。

【算式】

特別区民税及び市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%－調整控除の額※

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項各号に掲げる者又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項に規定する区市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は 0 円とする。

※ 令和 4 年 7 月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税所得額（課税標準額）から 12 万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下の通り。

【算式】特別区民税及び市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）－12 万円）×6%－調整控除の額※

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額

なお、令和 8 年 7 月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から 45 万円を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。

【算式】

（特別区民税及び市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）－45 万円）×6%－調整控除の額※

※ 令和 8 年 7 月分～令和 9 年 6 月分の判定においては、平成 19 年 1 月 2 日～4 月 1 日生まれの者が該当する。

3 留意事項

- （1）以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イ及びウについては翌年度の 4 月から専攻科支援金の支給対象となりません。

ア 退学・停学（3 か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、3 か月未満の期間で復学した者について

ては、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしない（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしない。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 1か年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 1か年度における出席率が5割以下の者

(2) 申請後離婚等により生計維持者に変更があった場合は、速やかに学校へ御連絡ください。

(3) 期日を過ぎてから申請書類の提出があった場合は、原則として受付ができませんので、予め御了承ください。

4 専攻科支援金の額

対象区分	支給年額（月額）（※1）	備考
住民税非課税世帯	493,200 円（41,100 円）	年収 270 万円未満
年収 270 万円～380 万円 相当の世帯	246,600 円（20,550 円）	—
多子世帯	493,200 円（41,100 円）	所得要件なし

※1 支給年額（月額）は授業料額（減免がある場合は減免後の授業料額）が上限です。

5 申請方法及び申請後の流れ（予定）

8 月下旬～ 10 月上旬	・学校から申請書類（受給資格認定申請書 兼 収入等状況届）を受取 ・お住いの区市町村税務担当窓口等で個人住民税課税（非課税）証明書等を取得
	・学校が定める期日までに学校に申請書類及び課税証明書等を提出
11 月頃	・都から学校を通じて受給資格認定通知及び収入等状況審査結果通知を送付
	・都から学校を通じて支給額決定通知を送付
	・都から学校に専攻科支援金を交付し、学校が授業料に充当(※)

※すでに授業料を納付している場合は学校から還付されます。具体的な還付の方法については在学している学校にお問合せください。

